

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	安塚区 石橋	石橋	平成24年4月	令和3年11月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	20.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	15.1	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.7	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.2	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	3.5	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	3.8 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	2.4 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	1.4 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

- ・高齢化の進行により今後農業を引き受けてくれる後継者がいないため、集落外も含めて農地の受け手を確保しないと、荒廃地が増加する。
- ・後継者が区の外へ出てしまう。
- ・平場（小黑川用水）はよいが、山の田（ため池）は作り手がなく荒れてしまう。
- ・集落の中心的な担い手が病気等により離農してしまった。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用については、集落内の農業者に集約することを優先し、併せて集落外の認定農業者に集積を図る。

#### 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	その他	A	水稲	1.0	1.0	水稲	1.5	1.5	
2	その他	B	水稲	0.6	0.6	水稲 ソバ	2.3	2.3	
3	その他	C	水稲	7.1	0.0	水稲	8.3	2.0	集落外
4	認農	D	水稲	6.2	0.8	水稲	6.2	0.8	集落外
5	認農	E	水稲	8.9	1.0	水稲	8.9	1.0	集落外
6	認農	F	水稲	3.8	0.7	水稲	3.8	0.7	集落外
7	認農法	G	椎茸	0.4	0.2	椎茸	0.6	0.3	
8	認農	H	水稲	5.4	0.0	水稲	7.0	1.5	集落外
9									
10									
11									
12									
計		6 人		22.5	A 3.6		26.5	B 7.4	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
・離農する人は原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針
・基盤整備済み。
3) 新規・特産化作物の導入方針
・ソバ栽培の拡大。(米からソバへ) 将来的には1.5haの栽培。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
・なし。(個人対応)
5) その他
・なし。

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	I	0.6			未定	R3	H
2	J	0.4			未定	R3	H
3	K	0.4			未定	R3	H
4	L	0.6			未定	R3	H
5	M	0.4			未定	R4	H
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 2.4	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	安塚区 板尾	板尾	平成24年4月	令和3年11月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	4.3	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	2.2	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.5	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.2	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	1.0 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	1.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha    20a区画
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手、後継者不足。</li> <li>・農業従事者の高齢化。</li> </ul>
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aを中心経営体に位置付け、農地を集積していく。</li> </ul>
--

#### 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲	6.8	0.0	水稲	13.0	1.0	
2	その他	B	水稲	0.6	0.6	水稲	0.6	0.6	
3	その他	C	水稲	0.3	0.3	水稲	0.3	0.3	
4	その他	D	水稲	0.3	0.3	水稲	0.3	0.3	
5	認農	E	水稲	19.1	1.0	水稲	19.1	1.0	集落外
6	その他	F	水稲	0.2	0.2	水稲	0.2	0.2	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		6 人		27.3	A 2.4		33.5	B 3.4	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・中間管理機構を利用する。
2) 基盤整備への取組方針	・基盤整備済み。
3) 新規・特産化作物の導入方針	・なし。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	・町内会を通し、Aへ貸し付ける。
5) その他	・なし。

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	安塚区 和田	和田	平成24年4月	令和3年11月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	14.5	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	11.1	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.2	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	4.2	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	0.5 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.5 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	11.3 ha    20a区画
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、中心経営体が引き受けできる意向のある耕作面積は限られており、70歳以上の耕作者が順次リタイヤした場合には新たな受け手の確保が必要となる。</li> <li>・鳥獣被害(イノシシ、サギ、シカ等)が出始めている。(山間部)</li> <li>・第5期中山間地域等直接支払制度の終了後(令和7年)は、耕作放棄が確実に予測される。</li> <li>・若い世代の担い手がいない。</li> </ul>
---

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する農業者及び認定農業者により対応していく。</li> <li>・市の鳥獣害被害対策の補助金、中山間地域等直接支払交付金を活用し、対応する。</li> <li>・市の助成制度拡充が必要。(65歳以上を対象とする補助金・助成金)</li> </ul>
--

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	稲作	5.4	4.0	稲作	7.0	2.3	
2	認農	B	稲作	5.0	0.9	稲作	6.0	0.9	
3	その他	C	稲作	1.9	1.9	稲作	1.9	1.9	
4	その他	D	稲作	0.7	0.7	稲作	0.7	0.7	
5	その他	E	稲作	0.6	0.6	稲作	0.6	0.6	
6	その他	F	稲作	0.5	0.5	稲作	0.5	0.5	
7	認農法	G	稲作	10.0	0.0	稲作	20.0	1.9	集落外
8	認農	H	稲作	19.1	1.4	稲作	19.1	1.7	集落外
9									
10									
11									
12									
計		4 人		39.5	A 6.3		52.1	B 6.8	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。



### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・将来の経営農地の集約化をめざし、農地の所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針	・水路の補修整備。
3) 新規・特産化作物の導入方針	・なし。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	農地の貸付けを行う際は、集落で相談し、実質化された人・農地プランを活用しながら受け手を探す。 それにより、集落としての農地の集約化の方針を共通認識する。 中心経営体である集落内の認定農業者から優先的に受け手を探す。
5) その他	・年1回、集落の農地の現状について会議(話し合い)を行う。 ・市の助成制度拡充については、市に要望していく。

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	I	0.3			有	R3.12	H
2	J	0.2			無	R3.12	G
3	K	0.2			無	未定	B
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.5	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	安塚区 小黒	小黒	平成24年4月	令和3年11月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	8.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	6.5	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.5	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	2.5	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	3.4 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	3.4 ha
基盤整備の実施状況	<input type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中   ha <input checked="" type="checkbox"/> 未整備	
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考) ・用水：ため池		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・専業農家がAのみで、他の農業者は兼業のため、作付面積の拡大は望めない。</li> <li>・高齢化と機械の老朽化により、耕作放棄地の発生が危惧される。</li> </ul>
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用は中心経営体である集落内の認定農業者（A）に集約を優先し、次に集落外の認定農業者に集約を図っていく。</li> </ul>
---

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	稲作	10.0	2.1	稲作	20.0	5.5	
2	認農	B	稲作	5.4	0.5	稲作	7.0	0.5	集落外
3	その他	C	稲作	0.7	0.7	稲作	0.7	0.7	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		2 人		10.7	A 2.8		20.7	B 6.2	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・離農する人は原則として農地を農地中間管理機構に貸付けする。
2) 基盤整備への取組方針	・取り組みの予定なし。
3) 新規・特産化作物の導入方針	・なし。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	・農家組合長を通じて、中心経営体であるAIに相談する。
5) その他	・なし。

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	D	0.4			未定	R3	A
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			